

平成30年労第474号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付け及び同年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

2 経 過

請求人は、A所在のBの職員として不動産賃貸業務に従事していた。○年○月○日、請求人は業務終了後の帰宅途中において上記Bの事務所に隣接する駐車場のエレベーターに左手を挟まれ（以下「本件災害」という。）、「左手打撲」を負い、同傷病の治療費について療養給付の請求を行ったところ、監督署長はこれを支給する旨の処分を行った。加療の結果、請求人の上記傷病については○年○月○日をもって治癒（症状固定）と診断されたが、請求人は、○年○月○日以降も複数回にわたりC医療機関に受診し、「左中・環・小指腱鞘炎、左手指ガングリオン、両中指・両環指ばね指」（以下「左中・環・小指腱鞘炎等」という。）と診断され、加療を受けた。請求人は、上記傷病は通勤災害によるものであるとして、さらに療養給付を請求したところ、監督署長は、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、本件再審査請求は、本件災害とは別の業務中の災害に関して監督署長が○年○月○日付け、同年○月○日付け及び○年○月○日付けで請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分の取消しを求める再審査請求と併合してな

されたものである（平成30年労第227号事件）が、当審査会は、労働保険審査官及び労働保険審査会法第50条で準用する第14条の2の規定に基づき、本件処分に関する再審査請求事件を別件再審査請求事件から分離した。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した傷病が通勤によるものであると認められるか、また、移送費について、これを受ける権利が時効により消滅したものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

上記第5の審査資料に基づき、本件について検討し、判断すると、次のとおりである。

1 当審査会の事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

(1) 労働者災害補償保険の保険給付では、災害と症状との間に相当因果関係が認められるか否かが判断の要件となることから、本件災害と請求人に出現した症状、①左手打撲、②左中・環・小指腱鞘炎等との因果関係等について検討する。

ア 左手打撲について

主治医のD医師は、○年○月○日受付の診断書において、要旨、「左手単純写真で異常なし。左薬指痛はあるが自制内であり、○年○月○日治癒と判断した。左手に関しては就労に影響なしと思われる。」と述べていることから、当審査会としては、○年○月○日治癒したものと判断する。

イ 左中・環・小指腱鞘炎等について

主治医のE医師は、○年○月○日付け意見書において、要旨、「左環指腱鞘炎について、患者からはっきりとした発症時期は聴取できなかった。時期は不明であり、発症機序は不明、環指、小指の屈筋腱腱鞘の圧痛やスナッピ

ングなどの臨床所見から診断した。左手部打撲傷との関連については、外傷によって腱鞘炎が発症することはまれではあるが、病態的にはあり得る。積極的に否定するほどの理由はない。」と述べ、〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「左小・中指腱鞘炎の発症時期、発症機序及び診断した理由については、左環指腱鞘炎の意見書参照。また、手指ガングリオンは腱鞘炎に高率に合併し、両中指・両環指ばね指の発症機序は不明。」と述べている。

一方、F医師は、〇年〇月〇日受付の意見書において、要旨、「一回の外力により、左環指腱鞘炎が発症するとは一般的には考えにくい。」と述べ、また、G医師は、〇年〇月〇日受付の意見書において、要旨、「左環指腱鞘炎が、一回の外傷で生じたものではないことは、F医師の意見書のとおりである。」と述べ、さらに「受傷していない右側の指にも腱鞘炎を生じていることから、本件の腱鞘炎は本人の体質によるところが大きいと考える。また、ガングリオンは加齢変性などで生じるものであり、1回の外力で生じるものではない。」と述べている。

当審査会としては、発症機序を踏まえると、F医師及びG医師の意見は妥当なものであり、本件災害と症状との間に相当因果関係は認められないものと判断する。

- (2) 請求人は、監督署長の〇年〇月〇日付け「不支給決定通知書の取り消しについて」の中で、〇年〇月〇日付け「保険給付不支給決定通知書」を取り消し、新たな請求書の提出ができるとされていたことから療養給付をすべきであると主張するが、同不支給決定通知書は左環指腱鞘炎、左小指腱鞘炎に係る診療費についてのものであり、左手打撲に係る移送費については該当しないため、先行する不支給処分が後続請求の妨げとはならない。

このため、左手打撲に係る請求である療養の費用請求書（移送費）（〇年〇月〇日～〇年〇月〇日分、〇年〇月〇日監督署受付。）及び療養の費用請求書（移送費）（〇年〇月〇日～〇年〇月〇日分、監督署受付。）について検討すると、費用を負担した日から同費用の療養給付請求がされた日までに〇年が経過しているため、当審査会としては、これを受ける権利が時効により消滅したものと判断する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。